

江の川流域における流域治水のすすめ方

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の一環として、江の川流域において、河川整備とまちづくりの一体的推進に令和3年度から本格的に取り組む。

- ・ 「江の川流域治水推進室」を設置し、国、県、市と一体となって取り組む体制を用意するとともに、都市再生機構(UR)とも連携
- ・ 堤防の整備、河道の掘削、既存宅地の嵩上げ、新たな宅地の整備、住宅等の移転、拠点集落の機能整備など多様な手法を適材適所で組合せ

江の川流域治水推進室

中国地方整備局

建政部 用地部 河川部
浜田河川国道事務所
三次河川国道事務所

島根県
広島県

江津市
川本町
美郷町
邑南町
三次市
安芸高田市

都市再生機構(UR)

【都市再生機構(UR)について】

- ・ 東日本大震災復興等のまちづくり支援の実績が豊富
- ・ 市町・県・国への技術的助言、各主体間のコーディネートなどを期待
- ・ 関係者間の協定などによる連携明確化を検討

河川整備の緊急的対策に係る計画(案)

今後のまちづくりや河川整備のマスタープランを策定
(江の川流域全体を見渡す)

まちづくりや河川整備の具体的な事業計画を策定
(各地区毎などに策定)

まちづくりと調整し、河川整備の計画を確定

河川事業の実施
(国施行)
詳細設計、施工

まちづくり事業の実施
(自治体施行)
詳細設計、施工

技術的支援

河川整備

持続可能な江の川流域生活圏の実現

■江の川流域江の川流域治水推進室の体制

江の川流域治水推進室（51名）

設置位置：江津市内

室長：中国地方整備局 河川部地域河川調整官

副室長：浜田河川国道事務所 事業対策官 はじめ常駐 6名

室員：中国地方整備局 河川部、建政部、用地部職員
浜田河川国道事務所 技術系、用地系職員
三次河川国道事務所 技術系職員 計30名

<流域自治体 職員>

島根県	河川課調整監	はじめ2名	広島県	河川課長	はじめ1名
江津市	建設部参事	はじめ3名	三次市	建設部付課長	はじめ2名
川本町	地域整備課長	はじめ1名	安芸高田市	建設部管理課長	
美郷町	建設課長	はじめ1名			
邑南町	建設課長	はじめ3名			計21名

実施業務：まちづくりや河川整備に関するマスタープラン、事業計画の検討・作成
関係機関調整、地元対応 等